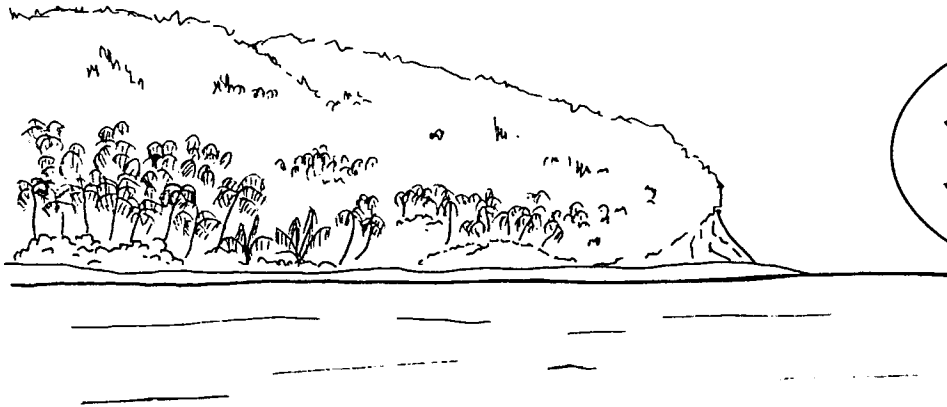


北スラウェシ日本人会  
NORTH SULAWESI JAPAN CLUB

日本人会会報

Tarsius

タルシウス



第16号

平成21年1月



## 目 次

1	2009年を迎えるにあたって	後藤 昭	2
2	エチオピアについて（その2）	石野 赫	3
3	黒曜石の道探検隊に参加して	川口 博康	4
4	インドネシアの看護師・介護福祉士受け入れについて	坂本 裕保	6
5	外国人船員の日本漁船への乗り組み	金城 力人	9
6	沖縄大学スタディツアー報告	宜野座 剛	19
7	慰霊の辞	糸満 盛健	20
8	慰霊祭の挨拶	上田不二夫	21
9	インドネシアよ永遠なれ（金子智一氏受章記念誌）		22
	編集後記		39

2009年を迎えるにあたって

在マカッサル日本総領事館

後藤 昭

皆様におかれましてはどのような新年を迎えられたでしょうか。

昨年11月に、スラウェシ島北部で大きな地震が発生しましたが、在留邦人の中で被災された方がいなかったことは誠に不幸中の幸いでした。

ご承知のようにインドネシアは地震多発国であり、北スラウェシ州やゴロンタロ州を含むスラウェシ州北部も頻りに地震が発生する地域です。地震という自然現象を前にしては我々人類のなす術は限られてしまいますが、それでも我々は自然災害に対して防災ということをおぼえてはなりません。

鳥インフルエンザは必ずしも自然災害とはいえないかも知れませんが、我々は自然災害に対する防災と同じように鳥インフルエンザに対しても準備（緊急用としての食料備蓄を含む）をしておくべきと考えます。ご承知のように、インドネシアは鳥インフルエンザ感染死者数がダントツの世界一です。これは不名誉な世界一には違いありません。なぜインドネシアに圧倒的に多いのかはわかりません。たぶんいろいろな要因があるのでしょう。

新型インフルエンザ（鳥インフルエンザ・ウイルスが人に感染し、人の体内で増殖できるように変化し、人から人へと効率よく感染できるように突然変異を起こし、そのウイルスが圧倒的な早さで感染する）は何時発生してもおかしくない状況にあるとWHO（世界保健機構）の専門家は発言しています。この新型インフルエンザの世界的な大流行（パンデミック）が発生すれば瞬時にして世界中に甚大な被害をもたらすことも予想されています。総領事館からは主として「総領事館からのお知らせ」で可能な限りインドネシアにおける鳥インフルエンザに関する情報を提供していますが、皆様におかれても常日頃から関連情報に注意を払い、防災意識を持たれることをお勧めします。

在マカッサル日本総領事館は昨年末に廃止となり、1月1日より在インドネシア日本大使館を親公館とする駐在官事務所（Consular Office of Japan in Makassar）に生まれ変わりました。ただし、場所も業務内容も変わりません。従いまして、邦人の皆様におかれては、従来どおりに当事務所に接していただければと思います。

総領事館が廃止されたことに伴い、総領事ポストはなくなりました。私は近々、当地をはなれ帰国する予定ですが、当地に着任して4年弱の期間、皆様と親しく接することができたことは欣快の至りです。



前号に引き続きエチオピアについて書かせてもらいます。

前号では、「この国にも建国伝説があり、シバの女王とイスラエルのソロモン王との間の息子メネリク I 世が初代皇帝であったと言われています。そして彼がイスラエルより「契約の箱」アークを持ち帰ったとされ、今は聖地アクスムの教会に収められていると言われています。このソロモン王朝は、最後のハイレ・セレシエ皇帝に至るまで、273代続いたとされています。」と記しました。

皆様ご存知の通り「契約の箱」とは、シナイ山で神がモーゼに授けた「十戒」が刻まれている石板を納めた聖なる箱です。それが、3000年前エルサレムの神殿から忽然と姿を消しました。その行方は、まったくもって解らなくなっています。

ところが、エチオピアの人々は、シバの女王の息子メネリクが成長してエルサレムにいる父ソロモンを訪問した際、神殿からアークを持ち出し、ナイル川を遡り、更に支流アトラバ川沿いにエチオピアへ持ち帰ったと信じています。現在、エチオピア北部にあるアクスムの「シオンの聖マリア教会」礼拝堂に納められているのだそうです。

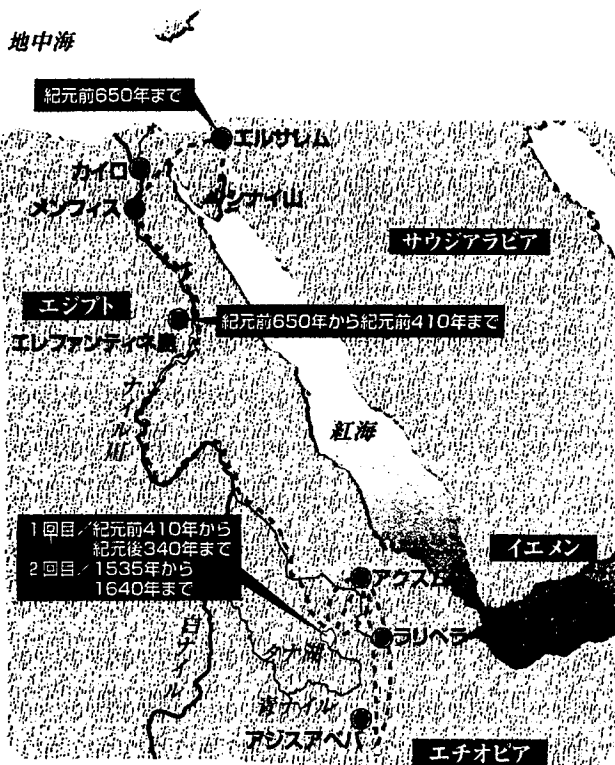
この礼拝堂に入れるのは、認められた修道士唯一人だそうで、その修道士はアークの番人として、一生をその中で過ごすのだそうです。

旅行会社のエチオピア案内書を見ますと、この教会の謂れが掲載されていますが、「観光では入場できませんのでご了承ください」とあります。

インドネシアに足掛け30年関係して、土地とそこに住まう人々の神秘性を体験してきましたが、今エチオピアという自分にとって全くの新しい国を知るにつれここでも神秘性を感じています。

左にアークが運ばれたとされる道を、旅行案内書から失礼して転載させて貰いました。

(その2) 完



## 黒曜石の道探検隊に参加して

川口 博康

私の住む御前崎には「星の糞」という縄文時代の遺跡があります。

私がこの探検隊に参加するきっかけとなったのは生涯学習講座のチラシが目にとまったからでした。60歳で定年となり故郷に帰ってあつという間に5年が経ってしまい、もう少し故郷のことを知りたいなと思っていた矢先にこの講座に出会ったわけです。

「星の糞遺跡」、なんだか変わった名前だな、何で糞とつけたのか。この辺からがこの探検の始まりでした。

「星の糞遺跡発掘調査報告書」によれば、この遺跡は縄文前期（5000～6000年前）のものだという。はるか彼方に住んでいたという自分達の先祖のことが気になりだしたのは、この遺跡を探検したときに始まります。アフリカでヒト＝ホモサピエンスが誕生したのは、10万年も前という。アフリカからここにたどり着くまでにどんな旅をしたのだろうか。

星の糞とは、黒曜石の破片がたくさん固まって落ちているところをいうのだと解説していただきました。探検隊の目的は、大量に発掘された黒曜石がどこからきたのか、そのルーツを探ることにあります。今回の探検のハイライトは信州の「星の糞峠」です。希望に胸をふくらませた隊員18名を乗せ、バスは針路を北にとって出発しました。

御前崎の遺跡に黒曜石の破片があることについては、探検隊員の多くが「塩の道」を使って御前崎まで運ばれたものだと思っていた。また、ガイドの方は「星の糞」の意味について「ごみが集まったものを糞と言っていたことから、黒曜石がキラキラ光る＝星、大量に集まったゴミ＝糞、このようにして“星の糞”となった」、との説明がありましたが、正直なところ半信半疑でした。

当時、御前崎の星の糞遺跡からは、神津島から運ばれてきた黒曜石で作った矢じりが大量に発掘されていることから、遺跡が兵器製造場であったことは間違いなさしい。この矢じりは交易にもつかわれたであろう。また、魚獲りの魚網に使われたとみられる石錘も非常に多い。この二つのことから、我が御前崎が縄文の時代から遥かな神津島と交易を行い、漁業も盛んであったことがわかります。

今回の探検で茅野市尖石縄文考古学館を訪ね、出会ったのが「縄文のビーナス」と「仮面の女神」でした。私はこの探検隊に参加し、たくさんの遺跡を見て歩きましたが、この「縄文のビーナス」に出会ったときの感動はなによりも衝撃的で、しばらくの間私の脳裏からはなれませんでした。この辺から「縄文人たは何だろう」と興味を持ち始め、本などを買うようになり、正直私の縄文に対する興味は「縄文のビーナス」に出会ったときからはじまります。「縄文のビーナス」は我々が知っている西洋のビーナス像より遥かに神秘的であり、祈りが伝わってくることを感じました。縄文人というのは私が想像していたよりも遥かに優れたセンス・感性をもっていることを知りました。

2007年1月のセミナーで池谷先生によって「星の糞遺跡」の黒曜石は神津島のものであることが発表された。信州説が常識であった中で、「星の糞遺跡」から出土した黒曜石の99%は神津島産と聞いて、隊員は皆驚いた。池谷先生は最もすすんだ年代測定法である「蛍光エックス線分析装置」を使って証明されたので反論の余地は少ない。私は先生の著書「黒潮を渡った黒曜石」に、先生のサインと共に「黒曜石がわかれば縄文時代がわかる」の添え書きもいただきました。

池谷先生は考古学者として従来の常識を覆すことの快樂をたっぷり味わったのではなからうか。研究者冥利につきるとはこのことかと思えます。

私の家は代々漁師で生計をたててきました。私も人生の半分以上は海に関わってきました。黒曜石は神津島から御前崎まで何らかの方法で運ばれていますが、海上から持ち込まれたことは間違いないでしょう。神津島から御前崎へというのは、方向としては黒潮に逆らうことになります。縄文人はどんな船を使って、どのような航法で黒曜石を御前崎まで運んだのか。何とかして証明してみたいものです。

縄文時代より後世のことになりますが、日本書紀に「軽野」の地名と言葉が出ているそうです。「軽野」は「カヌー」と同義語といわれています。茂在寅男先生著「古代日本の航海術」によれば、カヌーのアウトリガーもカタマランも古くからあったそうです。また「日本書紀」によれば、伊豆は造船地であり大木の多い天城地方から造船用の木を切り出したとあります。

狩野川も「軽野＝カヌー」に関係していないだろうか。「軽野＝カヌー」に関係した名称が全国に数多くあるそうです。

私は1昨年（2007年）パプアニューギニアに行ってきました。そこで見たのは丸木をくりぬいて造られたカヌーでした。パプア人の先祖はスンダランド（インドネシア）から渡ってきたそうです。日本人のルーツのひとつはスンダランドから来たというのが定説になりつつあります。おそらく縄文の昔に御前崎～神津島の交易をおこなった人々もスンダランド系のモンゴロイドではないかと考えられます。そのような仮説をたてて、パプアニューギニアあるいはインドネシアの皆さんの協力も頂きながら実証航海をしたいと勝手に夢をふくらませています。

今回こんなにも胸を高鳴らせ、楽しい夢をみられる探検隊に参加できたことは、素晴らしい思い出になりました。今回の参加をきっかけに隊員の皆様とも顔見知りになることができました。今までの人間関係のほとんどが仕事がらみであった私にとって、これは非常に新鮮なことでありました。

編集者からのお詫び : 川口さんの原稿には素敵な写真（カラー）が3枚そえられていますが、モノクロのコピーではうまく写りません。次号でカラーページにまとめる予定です。ご容赦ねがいます。

## インドネシアからの看護師・介護福祉士受け入れについて

坂本 裕保

インドネシアとの経済連携協定（EPA）が今国会で承認され、急激な高齢化で人手不足が懸念される看護や介護の分野に、インドネシア人看護師が就労できるようになった。

専門的・技術的分野以外で、日本が外国人労働者に本格的に門戸を開くのは初めてのケースで、7月中には第一陣が来日の予定である。このことに対し、国内の看護師や介護福祉士の団体は、国内の（有資格者に対する）労働環境の整備が先決だと反対している。

「人手不足だから受け入れるのではない」。

厚生労働省は外国人看護師・介護福祉士の受け入れについて、「あくまでも特例的」と説明している。労働市場の開放を求めるインドネシア側の要求に基づき、EPAで受け入れを盛り込んだことに対応した措置との姿勢だ。

厚労省によると、資格がありながら働いていない潜在看護師が約55万人、潜在介護福祉士が約20万人いる。厚労省はこうした人材の活用などで人手不足に対応することを考えており、外国人労働者に頼ることは考えていないという。国内の労働市場は悪影響を懸念し、受け入れは2年間で1000人（看護師400人、介護福祉士600人）とおさえている。

このプログラムは、日本側は国際厚生事業団が唯一の受け入れ機関であり、インドネシア側はインドネシア海外労働者派遣保護庁（NBPPIW）が日本側の要請により、インドネシアの資格を持つ看護師を中心に募集、審査、選考を行う。

今回はジャカルタを中心に500名を募集したよっだが、募集期間が短かったこともあり350名の希望者のみであった。

選考された者は7月には日本入国の予定であるが、入国後6ヶ月の研修を受けなければならない。日本語675時間、習慣適応研修140時間、介護導入研修40時間である。公表はしていないが、研修機関は（株）ニチイになるようである。

研修終了後、各受け入れ機関（病院、介護施設等）へ派遣され、3年以上（4年）日本人と同等の雇用条件で就労し、各年おこなわれる試験をへて、看護師、介護福祉士国家試験を受け、合格すれば日本で長期就労ができる（但し目的外就労はできない）が、国家試験に不合格の者は帰国しなければならないようだ。

3年以上の現場での就労は、受け入れ機関（病院、介護施設等）が彼女（彼）たちの世話をすることになるが、6ヶ月の事前研修をへての現場での就労は、苦労の連続ではなかろうか。

日本側の受け入れ派遣機関である国際厚生事業団（JICWELS）は、管理者として年1回

の現場訪問を予定しているという。

また、労働条件などの苦情等は、彼女（彼）等自ら JICWELS へ連絡しなければならぬということ、問題になるであろう。彼女達の後方支援をするアドバイザー（相談役）の必要を感じる。

専門分野の看護師のハードルは高い。日本語も 2 級程度を要求され、専門用語も習得しなければならない。その点、介護福祉士、介護士は比較的容易にクリアできるかもしれない。各人の適性で途中でのりかえも考える必要があるかもしれない。

受け入れ側（病院等）の負担金額は下記のとおりで、かなりの負担になっている。受け入れ側が毎月の給料からこれらの負担金（またはその一部）を天引きしないか監視する必要もあるだろう。

- |              |          |                     |
|--------------|----------|---------------------|
| 1. 求人申し込み手数料 | 31,500 円 | （1 受け入れ機関当）         |
| 2. 斡旋手数料     | 35,000   | （1 名当、NBPIIW へ）     |
| 3. 滞在管理費     | 21,000   | （1 名 / 年、JICWELS へ） |
| 4. 日本国内での研修費 | 360,000  | （研修費、移動費、片道航空運賃等）   |

インドネシア人看護師・介護福祉士の給料について NBPIIW 側は月給 175,000 円を希望しているが、日本側は日本人と同等の就労条件を提示しているだけで、明確な金額の提示はしていない。各受け入れ機関の裁量にまかせているようである。

とにかく、専門分野への外国人受け入れがはじまった。日本では多くの製造業の現場で若年労働力が不足している。外国人労働力に多くを依存することは危険であるが、現実にも彼らを必要とするときが迫っていることは間違いない。

しかし日本政府の取り組みは、各省の既得権益の壁にはばまれて遅れている。外国人による犯罪の増加もにらんで、将来に禍根を残すことのないような施策を望みたい。

#### 研修生受け入れ事業について

私、坂本は 10 年前から北スラウェシの日系人を支援してきました。日本では日系人といえばブラジルが一般的ですが、あえて私は北スラウェシを選びました。

私とインドネシアとの関係は 20 年以上におよびます。最初はジャワでチリメンジャコの加工をして日本の自社へ輸出していました。また、私の故郷大洗町は、昔、NHKでも放映されたとおり、外国人不法就労者が多く、そのほとんどは北スラウェシ出身者でした。

その関係で、マナド周辺に戦前から多くの沖縄出身者が定住していたことを知り、彼ら



の苦境を知って、のめりこんでしまいました。

自社の従業員採用については、ブラジルの日系人ならばブローカーにたのめば簡単に片付くはずでした。しかし、私はあえて北スラウエシの日系人にかかわることを決意しました。手始めに彼ら（北スラウエシの日系人）と面談し、彼等のおかれた立場を確認することにしました。

北スラウエシでは戦前・戦中にわたって、多くの日本人（ほとんどが沖縄県出身）がカツオ釣り漁業にたずさわっていました。漁業だけでなく、商業、農園を営む者もいました。その中の数十人は現地女性を妻にむかえ、家庭生活を営みました。

昭和16年の太平洋戦争の開始によって状況は激変し、漁船乗組員のほとんどは軍属として現地徴用されました。そして終戦（敗戦）。終戦を待たずに戦死、病死した者もいますが、生き残った者はビトウンやオーストラリアでの抑留のあと強制的に日本送還となりました。

残された妻子は当然ながら生活は困窮し、また、周囲からいじめられる状況もあったようです。

また、北スラウエシでは周知のとおりスラウエシ独立派とスカルノの中央政府との内戦もあり、混乱が続いたので、身元を証明する資料もほとんど紛失、あるいは焼失してしまっただけでなく、ほとんど資料がないまま、現地在住の妻子の証言をあてにして夫（父親）を探しあぐらひにすることが多くなりました。

しかし、戦後60年の壁は厚く、日本（主に沖縄）での一世がしは困難をきわめました。息子も沖縄に長期滞在させてこの作業にあてました。

その甲斐があつてか、ようやく10名ほどの一世の方がみつかりました。所在を確認して面会しても、かたくなに関係を否定する者もいましたが、多くの方が喜んでくれました。このことは思うに、沖縄は古くから海外へ飛躍している方が多く、快く海外の家族をうけ入れられる下地があつたからではないでしょうか。それでもやはり戦後60年の壁は厚く、現在、日系人のルーツ探しは頓挫している状態です。

次の策として、私は北スラウエシの日系人支援を目的としてNPOを立ちあげました。また、大洗の同業者達と事業協同組合を立ち上げ、研修生受け入れを企画しました。来年早々には研修生の受け入れが始まる予定です。現在、多くの日系人から研修生の希望が出ていますが、私としては日系人だけではなく条件さえ満たしていれば一般のインドネシア人も採用の対象にすべきであると思っています。

ご存知のとおり、日系人の就労そして研修生制度は、「不法滞在」という問題をかかえています。とくに北スラウエシ出身者の不法滞在が目立っています。私たち事業者としてもこの問題に真剣に取り組まざるを得ません。

日本人会の皆様にはこのような状況をご理解いただき、適切なご指導を切に希望いたします。

# 外国人船員の日本漁船への乗組～漁船マルシップ方式について～

沖縄中央魚類株式会社

マルシップ係 金城 力 人

## 1. はじめに・・・外国人漁船員導入の経緯

日本国内での外国人単純労働者の就労を認めないとするのが政府の基本姿勢であり、日本漁船への外国人船員の乗り組み形態及びその経緯は以下の通りである。

(1) 外国人労働者の受け入れに関する政府の方針・・・雇用対策基本計画制定の際の閣議決定・・・1967年3月14日「現段階において、外国人労働力をとくに受け入れる必要はないと考えられる」

(2) すなわち、入管法によって「在留資格」を有する者以外の受け入れは認められていない。1973年及び1976年上記の内容が確認された。

(3) 外国人漁船員の配乗形態と導入時期及びその概要

### ①海外基地方式・・・1990年

\*本邦以外の地を根拠地として、外国200海里水域及びこれに隣接する水域で操業する漁船が対象。

\*外国人船員は本邦以外の地で乗・下船し、本邦に上陸できない。

\*雇用者・・・船主の海外事務所

\*外国人の混乗割合・・・定員の40%を超えない。定員8人の場合、外国人3人。

### ②外国人漁業研修制度・・・1992年

\*外国人研修制度（1990年導入）を活用して外国人漁業研修制度を導入

\*研修期間1年、技能実習2年、最長で3年間。

\*受け入れ機関は地方公共団体（市町村）に限定され、漁協などの漁業団体は研修生を受け入れることが出来ない。沖縄県では、那覇市が受け入れ窓口となり沖縄県近海鮪漁業協同組合が研修実務を担当している。

\*研修・特定活動の査証により入国

\*雇用主・・・自治体・船主

\*外国人の混乗割合・・・定員の50%未満。定員5人の場合、外国人2人。

### ③商船外航船マルシップ方式・・・1983年

### ④漁船マルシップ方式・・・1998年

\*外航船舶と同様の運行形態をなすもの。すなわち、主として外国200海里水域で操業し、必要の都度外国の港に寄港する漁船が対象。

\*乗員上陸・・・許可

\*雇用主・・・裸用船先の外国会社

\*外国人の混乗割合・・・19トン型定員8人の場合、日本人最低3人。外国人5人。

⑤全国近海かつお・まぐろ漁業協会（以下全近かつ協）所属船の導入・・・2003年

## 2. 海外基地方式における外国人船員の導入の経緯

(1) 外国人漁船員労働問題研究会中間報告・・・1989年11月2日

遠洋漁業の雇用情勢、基本的な考え方、外国人船員の受け入れの範囲と方式等について官労使による研究結果の中間報告がなされた。

(2) 海外漁業船員労使協議会（海船協）の設立・・・1990年3月9日

①労働側・全日本海員組合、全国漁船労働組合同盟（1997年8月1日以降漁船同盟連絡協議会）、使用者側・大日本水産会ほか漁業種別中央漁業団体9団体（1998年4月1日現在11団体）によって設立。

②海船協の任務・・・外国人船員の受け入れに当たっての諸手続、ならびに外国人船員の基本的な人権の保護、国際基準に基づく労働条件の設定、労働環境の整備等の協議を行う。

(3) 運輸省海上技術安全局船員部長通達・・・1990年3月30日

対象漁船の条件、外国人漁船員の条件について通達される。

## 3. 漁船マルシップ方式導入の経緯

(1) 労使間合意・・・1996年8月8日

①労働側・全日本海員組合と使用者側・全日本水産会の間で「海外貸渡漁船（漁船マルシップ制度）の導入に関する政策基本協定書」に調印。

②労使共同で、水産庁・運輸省に漁船マルシップ方式の導入要望書を提出。また、法務省には外国人漁船員の乗員上陸の実現についての要望書を提出した。

(2) 水産庁

①漁船マルシップ方式の場合は、漁業法に基づく漁業許可や承認等は失効しない。

②漁業法以外の漁業関係法令にも漁船マルシップ方式を制限するものはない。

③労使間合意がなされたことを受け、漁業経営の改善に繋がること、わが国漁業の国際競争力の保持に繋がること、漁場の確保に繋がること等の判断。

④1997年7月・・・水産政策検討会報告

マルシップ方式の導入が必要であるとした。

(2) 運輸省

①マルシップ方式においては、当該船舶を一時的に外国船社に貸し出された時点で配乗権が外国に移っており、外国船社が外国人を乗り組ませることについて、わが国施策の対象外である。

### (3) 法務省

- ①漁船マルシップ方式を導入することについて、労使間合意がなされた。
- ②水産庁・運輸省においても々方式の導入はやむを得ないとの見解が示された。
- ③法務大臣見解・・・1998年3月13日

漁船マルシップ方式に移行した漁船は、入管法第16条に定める乗員上陸を許可することとが出来る。

### (4) 外国人漁船員労働問題研究会・・・1998年3月30日

漁船マルシップ方式の基本的な方向等について、官公労使が参加して報告書を取りまとめた

## 4. 漁船マルシップ方式の概要

### (1) 漁船マルシップ方式とは

- ①日本船主が、自社所有の日本籍漁船を外国の法人等に裸用船契約（船舶のみを貸し渡す契約）で貸し出す。
- ②その際、自社雇用の船舶職員を含む漁船員を配乗して貸渡先に派遣する。
- ③外国の傭船者はその配乗権にもとづいて外国人漁船員を配乗して、乗組員編成を完了する。
- ④当該日本船主が定期傭船契約により運行する漁船。
- ⑤裸傭船契約の日付と定期傭船契約の日付は、同一年月日であること。

### (2) 漁船マルシップの対象範囲

漁船マルシップの対象範囲は、下記のいずれにも該当する漁船であること。

- ①主として外国200海里水域で操業し、必要の都度外国の港に寄港する漁船であること。外航分野と同様の運航形態をなす漁船であることが大原則である。
- ②海外漁業船員労使協議会の構成団体に所属する漁船であること。（漁業許可上の仕分けの詳細は省略）
- ③全日本海員組合等と労使関係を有する船主が所有する漁船であること。
- ④日本船主（船舶所有者）と全日本海員組合等との間で、日本人の定員（配乗枠）および外国人漁船員の人数等について合意がなされた漁船であること。
- ⑤当該日本船主（船舶所有者）と全日本海員組合等との間で、日本人及び外国人漁船員の労働条件等について合意がなされた漁船であること。

### (3) 留意事項

- ①船内における漁船員相互の融和に一層留意すること。
- ②外国人漁船員の人権擁護や労働環境の整備に十分注意を払うこと。
- ③漁船マルシップ方式の導入に伴い日本人漁船員の雇用不安を惹起させないこと。
- ④外国人漁船員の本邦上陸に際しては法令等の順守徹底をはかること。

⑤漁獲努力量の適正管理など漁業秩序を順守すること。

⑥外国人漁船員の本邦内での失踪事件が発生しないようその対策に万全を期すこと。

## 5. マルシップ漁船（近海マグロ船）の脱船問題・・・読売新聞2007. 10. 16

### (1) マルシップ漁船の隻数等

①隻数・・・全国180隻

②外国人船員・・・約1000人

③外国人失跡者数・・・112人（03.～07. 10. 15までの合計）

### (2) 失跡者

多くは日本国内に不法残留し、就労していると見られる。

### (3) 漁船マルシップ管理委員会の見方

不法残留してより高額な収入を得るため、逃げ出している。

### (4) 国交省の対応

①マルシップ方式による近海マグロ船の追加申請の自粛を漁業団体に指導

②船員政策課の永松健次課長の談話

脱船を手引きする者もいるようなので、防止対策には警察や入国管理局の協力も必要。

脱船が続く場合、制度廃止も検討する。

## 6. 外国人船員の脱船逃亡問題に対する全近かつ協の対応

全近かつ協は漁船マルシップ移行審査の一時見合わせ、脱船逃亡問題について関係機関への協力要請、主要地区での指導説明会、インドネシア現地でのマニング会社の指導説明会など脱船逃亡の防止に向けた取り組みを強力にすすめた。全近かつ協がとった対策の具体例は下記の通りである。

(1) 給与待遇の改善・・・2008年1月1日より適用。

(2) 脱船逃亡させた漁船に対する自主的処分の基準の策定

最悪の場合は漁船マルシップの資格喪失など

(3) 水揚港における脱船逃亡防止対策の策定

ガードマンの配備（2007. 12. 25～2008. 1. 23）など

気仙沼、塩釜、銚子の3港にガードマンを配備し警戒に当たった。

(4) 邦人マニング会社登録制度の導入

邦人マニング会社が影響力を行使できない現地船員派遣会社の使用の禁止など

(5) 入港時の防止対策強化

## 7. マルシップ問題に関わっての所感

刺身に代表される日本の食文化を守り近海海まぐろ延縄漁船を存続させるために、漁

